

③臭気・騒音・振動分析測定結果

分析名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	採取日				公表予定		
					6月4日		10月1日			2月日	
					風上	風下	風上	風下		風上	風下
臭気	敷地内の風上・風下	アンモニア	1	volppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	公表予定		
		メチルメルカプタン	0.002	volppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満			
		硫化水素	0.02	volppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満			
		硫化メチル	0.01	volppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満			
		二硫化メチル	0.1	volppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満			
		トリメチルアミン	0.005	volppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満			
		ノルマル酪酸	0.006	volppm	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満			
		ノルマル吉草酸	0.004	volppm	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満			
イソ吉草酸	0.01	volppm	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満					

※基準値は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準」(県条例)の規制基準又は、「環境保全協定書」の排出基準である

測定名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	測定日													
					6月6日				9月23日				11月日		12月日		3月日	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥
騒音	8箇所	朝(午前6時から午前8時まで)	45	db	①	44.8	⑤	41.1	①	44.8	⑤	44.7	公表予定					
					②	44.0	⑥	41.1	②	40.9	⑥	44.2						
					③	43.6	⑦	43.8	③	41.6	⑦	39.2						
					④	41.6	⑧	42.6	④	42.5	⑧	44.7						
		昼間(午前8時から午後6時まで)	60	db	①	46.5	⑤	40.2	①	48.2	⑤	49.2						
					②	44.9	⑥	48.0	②	49.3	⑥	52.0						
					③	55.3	⑦	40.7	③	53.8	⑦	39.8						
					④	51.4	⑧	47.2	④	52.8	⑧	49.4						
		夕(午後6時から午後10時まで)	45	db	①	42.5	⑤	40.2	①	44.0	⑤	42.1						
					②	40.9	⑥	42.6	②	44.5	⑥	43.2						
					③	39.7	⑦	37.2	③	42.3	⑦	41.3						
					④	38.9	⑧	42.8	④	42.3	⑧	44.3						
夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	40	db	①	39.3	⑤	34.5	①	39.0	⑤	33.8								
			②	30.1	⑥	34.7	②	34.8	⑥	37.1								
			③	39.8	⑦	37.9	③	39.7	⑦	36.4								
			④	39.7	⑧	39.8	④	39.9	⑧	39.8								

※基準値は、「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定」(県条例)の規制基準又は、「環境保全協定書」の排出基準等である

測定名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	測定日													
					6月6日				9月23日				11月日		12月日		3月日	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥
振動	8箇所	昼間(午前8時から午後7時まで)	60	db	①	47.9	⑤	30>	①	38.7	⑤	30.6	公表予定					
					②	35.3	⑥	31.9	②	30>	⑥	32.6						
					③	35.2	⑦	30>	③	31.9	⑦	30>						
					④	34.1	⑧	33.9	④	38.3	⑧	36.4						
		夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)	55	db	①	37.6	⑤	30>	①	31.7	⑤	37.2						
					②	35.0	⑥	35.0	②	41.2	⑥	40.3						
					③	32.1	⑦	30>	③	32.0	⑦	30>						
					④	30>	⑧	32.8	④	37.3	⑧	42.1						

※基準値は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準」(県条例)の規制基準である